

## 認定研修施設制度の認定保留に関する附則

### 第1条 認定施設登録内容の変更届提出

1. 認定研修施設に関する規則の第5条(1)(2)(5)について、登録内容に変更が生じた場合には、速やかに(1カ月以内)変更届を提出する。

### 第2条 保留、又は取下げ手続き

1. 認定研修施設に関する規則の第5条(3)について要件を満たさなくなった場合には、1カ月以内に認定施設保留届を提出しなければならない。
2. 認定研修施設に関する規則の第5条(4)について要件を満たさなくなった場合には、1カ月以内に認定施設保留届けを提出しなければならない。

### 第3条 保留期間中の対応と条件

1. 保留期間は1年未満とし、1年以上となった場合には保留取消とする。
2. 第5条(4)を満たさなくなった以外の理由で認定保留になったとき、保留開始日より直近の新規・更新申請受付期間までの期間が3カ月に満たない場合には、その翌年度の新規・更新申請受付期間まで保留期間を延長する事が出来る。
3. 保留期間中は、認定施設リストには施設名は掲載しない。
4. 保留期間中は、技術認定申請に関わる研修目的としての教育と研修受入は行えない。
5. 保留期間が実績年次報告時期に重なる場合にも報告は行わなければならない。

### 第4条 保留失効となった場合の対応

1. 何らかの理由により保留失効となった場合には施設認定は取消となり、再申請の場合には新規申請と同様の手続きを必要とする。

### 第5条 申請料と認定料の取扱い

1. 保留期間中に本附則第6条に定められた手続きが行われた場合には、新たな申請料、認定料は必要としない。
2. 保留期間が失効した場合には、申請料、認定料の免除も同時に失効する。

### 第6条 認定施設保留解除手続きと認定指定期間

1. 認定研修施設に関する規則の第5条(3)または第5条(4)について要件を満たさず認定保留となった施設において、保留開始からの手術件数が規定を満たすようになった場合には、認定施設保留解除申請書類を提出する事が出来る。
2. 申請された認定施設保留解除届けは、研修施設委員会委員長が判定し、保留解除を承認する。
3. 保留解除後の認定指定期間は、保留開始前に定められた認定指定期間とする。
4. 保留期間中に認定期間が終了した場合には、保留解除申請と更新申請を同時に行うことができる。保留解除後の認定期間は、保留開始前に定められた認定期間から継続したものとするが、保留期間は認定期間から除外される。

### 第7条 附則の変更

1. 附則の変更は認定研修施設委員会において協議決定し、理事会の承認を必要とする。

### 附則：

- 1) 本附則は、平成26年6月6日より施行する。
- 2) 平成26年9月12日 第6条の2を加える。
- 3) 平成27年9月12日 第2条の2、第3条の2、第6条の1一部改定。
- 4) 令和6年12月9日 第6条の4を加える。

## 【参考】認定研修施設に関する規則 第5条

産婦人科内視鏡手術の臨床研修を行うため、日本産科婦人科内視鏡学会認定研修施設を置く。

2. 次の各項のすべてを満たす施設を認定研修施設に指定する。
  - (1) 研修施設の責任者は本法人の会員である。
  - (2) 一般社団法人日本専門医機構における産婦人科専門研修基幹施設、連携施設のいずれかである。
  - (3) 本法人指定の技術認定医（腹腔鏡）が1名以上常勤している。なお技術認定医が、週32時間以上もしくは週5日以上当該施設に勤務しているものを常勤とする。
  - (4) 腹腔鏡手術が年間50例以上（当面の間）である。ロボット支援手術を含める場合は10例までとする。術式は保険収載されていることを要する。
  - (5) 院内に他科のバックアップ体制があるか、緊密な連携が取れる病院がある。
  - (6) 各種ガイドラインを遵守し、保険診療を適切に行っている。